

令和3年8月23日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

9月30日までの学童保育・幼稚園・保育所等の対応について

新型コロナウイルス感染症について、現時点で感染のピークが見えず、さらに事態が悪化する可能性がある中、茨木市は下記のとおり、学童保育・幼稚園・保育所等の児童の安全を考慮し、8月24日以降9月30日までの間、感染拡大防止の観点から家庭保育の協力をお願いすることとします。

記

1 家庭保育の協力要請に至った理由

- (1) 緊急事態宣言から3週間を経過しても、市内・府内の感染拡大が止まらない状況であること
- (2) 府内では9月上旬に向けて感染力の強いデルタ株への置き換わりが進むこと。
- (3) デルタ株の特徴（感染力、重症化スピード、低年齢層への感染）により、10歳未満の感染者が増えていること
- (4) 市内においても、学童保育室や幼稚園、保育所等の児童や職員の感染者が増加していること

2 対応について

- ・保護者に家庭保育の協力をお願いする
- ・家庭保育に協力した保護者へは利用料を減額する

3 その他

学童保育については、小学校が分散登校を実施することに伴い、分散登校実施期間中は午前8時15分から開室する。

【問合先】

(家庭保育への協力について)

こども育成部保育幼稚園総務課長 中路 洋平
電話：072-655-2753

(保育所等利用者負担について)

こども育成部保育幼稚園事業課長 村上 友章
電話：072-620-1638

(学童保育について)

こども育成部保育学童保育課参事 山内 得世
電話：072-620-1801